

公益的法人等への北上市職員の派遣規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北上市職員の派遣規則（平成14年北上市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員を派遣することができる公益的法人等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定めるものは、<u>一般社団法人北上観光コンベンション協会</u>とする。</p>	<p>（職員を派遣することができる公益的法人等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定めるものは、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人北上観光コンベンション協会</u></p> <p>(2) <u>一般社団法人北上市国際交流協会</u></p> <p>(3) <u>一般社団法人北上市機械化農業公社</u></p> <p>(4) <u>一般財団法人北上市文化創造</u></p> <p>(5) <u>一般財団法人きたかみ地域振興財団</u></p> <p>(6) <u>公益財団法人北上市スポーツ協会</u></p> <p><u>2 条例第2条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>社会福祉法人北上市社会福祉協議会</u></p> <p>(2) <u>職業訓練法人北上情報処理学園</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。